

自治体向けFAQ第19.1版 【削除問】※No.は第19版のもの(第19.1版では欠番の扱い)

No.	事項	問	答
96	定員超過の場合の減額調整	定員超過が連続する過去2年度間(または5年度間)継続する場合には、公定価格の減額調整が行われるとのことですが、いつの時点からカウントされるのでしょうか。	<p>いずれの施設においても「連続する2年度間(または5年度間)」の起算点を、制度施行の平成27年度から又は施行後確認を受けた時点からとすることとしています。(よって、減算措置が適用されるのは、早いところで平成29年度(5年度間の場合は令和2年度)からとなります。)</p> <p>ただし、現行の都道府県の私学助成における減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、現在既に認可定員を超過している私立幼稚園に対しては、確認を受ける当初(新制度施行当初の平成27年に移行した幼稚園は施行当初)から減算を適用することも可能な取り扱いとしています。</p> <p>※平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」参照。</p>
123	多子軽減のカウントの仕方	保育料の多子軽減について、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合はどのようにカウントするのでしょうか。	<p>多子軽減のカウントについては、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合であれ、就学前の範囲で第何子かをカウントすることになります。</p> <p>したがって、例えば、第1子が中1、第2子が小2、第3子が幼稚園の年長、第4子が保育所の2歳児だとした場合、第4子は就学前以下で数えて第2子になるので半額になります。</p> <p>また、例えば、第1子が小2、第2子が幼稚園の年長、第3子が保育所の2歳児、第4子が認定こども園の1歳児の場合、第3子は就学前以下で数えて第2子になるので半額、第4子は就学前以下の範囲で数えて第3子になるので無償になります。</p>
124	多子軽減のカウント対象児	第1子が小学校2年生、第2子が5歳児で未就園、第3子が保育所の2歳児の場合、第3子の利用者負担額は第3子として無償になるのでしょうか。	<p>多子軽減の対象カウントの対象については、小学校就学前の子どもについては、施設等に通っているまたは事業を利用していることが必要です。したがって、お尋ねのケースの場合、第2子はカウント対象外となるため、第3子は、第1子の扱いとなります。</p> <p>なお、子ども・子育て支援法施行令第14条の規定により、年収約360万円未満相当世帯については、小学校就学前子どもの場合も含め、いわゆる「同時入所要件」が撤廃されています。</p>
125	多子軽減のカウント対象施設	新制度における多子軽減のカウント対象施設はどうなりますか。	<p>新制度における多子軽減のカウント対象施設は、子ども・子育て支援法施行令に規定しており、従来の幼稚園就園奨励費、保育所運営費におけるカウント対象施設(幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設への通所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援)に加えて、新制度においては、地域型保育給付の対象事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)をカウント対象とし、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化を機に、企業主導型保育事業を対象に加えました。</p>
130	多子軽減のカウント対象児(政令第14条)	平成28年度から、年収約360万円未満相当世帯については多子計算に係る年齢制限が撤廃されたところですが、子ども・子育て支援法施行令第13条における「負担額算定基準子ども」のような、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用の有無についての要件(いわゆる「同時入所要件」)も撤廃されたのでしょうか。	<p>平成28年4月1日に施行された改正後の子ども・子育て支援法施行令第14条の2(令和元年10月1日施行の改正後の子ども・子育て支援法施行令第14条)の規定により、年収約360万円未満相当世帯については、小学校就学前子どもの場合も含め、いわゆる「同時入所要件」が撤廃されています。</p>